

国民の皆さまへ（お願い）

新型コロナウイルス感染症は、昨年11月以降、再度、全国で拡大の一途をたどっています。国民の皆さまにおかれては、3つの密（密閉・密集・密接）、を避け、不要不急の外出を控えるなど、感染症拡大を防ぐための行動をとっていただいているものと思います。

本日、政府より、新型コロナウイルス感染対策のため、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を対象に「緊急事態宣言」が再発令されました。期間は令和3年1月8日から2月7日までの1カ月です。

今回発令された緊急事態宣言は、首都圏の1都3県を対象とするものですが、すべての国民の皆さまには、あらためて次の行動をとっていただきますよう、お願いいたします。

- ・3つの密（密閉、密集、密接）を避けること
- ・マスクの着用
- ・手洗い、換気、加湿の励行
- ・不要不急の外出の自粛

これ以上、新型コロナウイルス感染症を拡大させないよう、国民皆で対策を講じましょう。

薬局では、緊急事態宣言の発令後も、薬局内の感染防止対策をしっかり行い、皆さまに必要な医薬品の提供に努めてまいります。安心して皆さまの「かかりつけ」の薬剤師・薬局をご利用ください。

令和3年1月7日
日本薬剤師会